

# 令和2年度に特定不妊治療を受けられた方へ

令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期する場合もあることから、特例措置として令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦においては妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで助成対象となります。

また、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、初めて申請を行う治療の開始日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を12回（国基準6回＋県上乗せ6回）とします。

助成回数及び助成上限額については、下記の表によりご確認ください。

## － 特定不妊治療費助成早見表 －

	初回申請(治療開始)時の妻の対象年齢	通算助成回数	助成上限額		
			採卵を伴う治療	採卵を伴わない治療	男性不妊治療
①初めて助成を受けるのが、平成28年4月1日以降の方	40歳未満	初回	33万円	11万円	30万円
		2回目～6回目	25万円		15万円
		7回目～12回目	7万8千円		
	43歳未満	初回	33万円	11万円	30万円
		2回目～3回目	25万円		15万円
		4回目～6回目	7万8千円		
★ ①のうち、R2年3月31日時点の妻の年齢が39歳の方(※)	41歳未満	初回	33万円	11万円	30万円
		2回目～6回目	25万円		15万円
		7回目～12回目	7万8千円		
★ ①のうち、R2年3月31日時点の妻の年齢が42歳の方(※)	44歳未満	初回	33万円	11万円	30万円
		2回目～3回目	25万円		15万円
		4回目～6回目	7万8千円		
②平成27年度までに助成を受けた方	40歳未満	～6回目	25万円	11万円	15万円 (初回30万円)
		7回目～通算5年度まで	7万8千円		
	43歳未満	～3回目	25万円	11万円	15万円 (初回30万円)
		4回目～通算5年度まで	7万8千円		
	43歳以上	～通算5年度まで	7万8千円		

(注)

- 他の自治体から同趣旨の助成を受けた回数も通算されます。
- 平成27年度までに助成を受け、旧制度での継続申請をされている方については、経過措置間を設け、R4年度より新制度に移行します。

★：新型コロナウイルス感染症による特例措置

(※) 令和3年3月31日までに治療を開始したものに限り対象となります。

## ★新型コロナウイルスの影響に伴う所得要件の取扱いについて

助成を受けるにあたっては、夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）が730万円未満であるという所得要件を満たす必要がありますが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大幅に所得が減少し、それまで助成によらず実施してきた不妊治療の継続が困難となることや、治療の延期により、本年5月末までの申請ができず、前々年の所得では要件を満たしていたが、前年の所得で要件を満たさず助成の対象外となってしまうことが想定されることから、時限的に以下のように取り扱います。

1. 本来の所得要件を満たさない場合であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、夫及び妻の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象として取り扱います。（\*）

### 【給与所得者の場合の所得の推計方法の例】

令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1ヶ月の給与×1.2 + 賞与等の推計額

※ 個人事業主等の場合は、給与所得者に準じた取扱いとする。

### 【所得急変の確認提出書類】

- 令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1か月の給与明細書、預貯金通帳の当該収入の振り込みの記帳ページ等、1か月の給与収入がわかるもの
- 賞与の明細書（賞与のない企業等の場合は提出不要）
- 前年の所得課税証明書

※ その他書類で対応可能な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

2. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件について、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合に、前々年の所得が730万円未満であって、前年の所得が730万円以上となる夫婦については、申告により、前々年の所得をもって助成の対象として取り扱います。（\*）

### 【確認提出書類】

前々年の所得課税証明書（令和元年度に助成金の申請をし、提出済みの方は不要）

（\*）令和3年3月31日までの申請に限る。

## 申請・お問合せ先

お住まいの地域	機関名	住所	番号
鳥取市、岩美郡 八頭郡	鳥取市保健所 健康・子育て推進課 子育て支援係	〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4	☎ 0857-30-8584 FAX 0857-20-3965
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当(倉吉保健所)	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	☎ 0858-23-3146 FAX 0858-23-4803
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	西部総合事務所福祉保健局 健康支援課 健康長寿支援担当(米子保健所)	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	☎ 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392

◆申請手続き等詳細については、「鳥取県特定不妊治療費助成金のお知らせ(令和2年度版)」リーフレットまたは鳥取県ホームページをご覧ください。



鳥取県ホームページQRコード